

令和4年度情報公開制度実施状況報告書

(令和5年3月末現在)

1 行政文書の公開請求等の件数内訳 (件)

公開請求	任意的申出	合計
32	46	78

2 行政文書の公開請求等の決定内訳 (件)

区分	公開請求	任意的申出	合計
公開	7	22	29
一部公開	17	18	35
拒否(文書不存在含む)	4	7	11
取下げ	2	3	5
審査中	6	2	8
合計	36	52	88

1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、請求の件数と決定内訳の件数が異なります。

3 行政文書の公開請求等の実施機関別件数内訳 (件)

実施機関名	公開請求	任意的申出	合計
市長	30	44	74
(市長室)	0	1	1
(企画政策部)	0	2	2
(総務部)	2	7	9
(産業振興部)	1	1	2
(公営事業部)	0	0	0
(市民部)	5	8	13
(福祉部)	1	5	6
(健康・こども部)	3	2	5
(環境部)	2	7	9
(まちづくり政策部)	2	3	5
(都市整備部)	11	0	11
(土木部)	1	4	5
(消防)	1	4	5
(会計課)	1	0	1
教育委員会	4	4	8
(教育総務部)	1	4	5
(学校教育部)	0	0	0
(社会教育部)	3	0	3
(学校・幼稚園)	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	1	0	1

農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
病院事業管理者	0	3	3
議会	0	1	1
合計	35	52	87

1つの請求が複数の実施機関にまたがっているものがあり、請求等の件数と異なります。

4 行政文書の公開請求等の分野別件数内訳 (件)

区分	公開請求	任意的申出	合計
A 知識・情報	0	0	0
B 歴史	0	0	0
C 地誌・文化財	0	0	0
D 風俗・民族	0	0	0
E, F 行政	23	42	65
G 財政	0	2	2
J 議会・選挙	0	0	0
L 法律	1	0	1
N 経済	0	0	0
P 産業	1	0	0
Q 統計	0	0	0
S 社会問題	0	0	0
U 労働・医療	0	1	1
V 教育	0	0	0
W 文化行政	0	0	0
X 都市問題	7	1	8
Y 公害・災害	0	0	0
Z 自然科学	0	0	0
合計	32	46	78

5 行政文書の公開請求等の請求者の区分

	件数
市内に住所を有する者	26
市内に事務所もしくは事業所を有する個人、法人又はその他の団体	0
市内の事務所又は事業所に勤務する者	2
市内の学校に在学する者	0
本市に対して納税義務を有するもの	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	4
請求権者以外のもの(任意的公開の申出)	46
合計	78

6 一部公開又は拒否とした決定42件の理由の内訳(理由重複有)

拒否等の理由	件数
非公開情報(第5条関係)	50
(第1号 個人に関する情報)	20
(第2号 法人等に関する情報)	16
(第3号 審議等に関する情報)	4
(第4号 事務等に関する情報)	6
(第5号 任意に提供された情報)	2
(第6号 市民生活の安全に関する情報)	1
(第7号 法令等の規定による情報)	1
行政文書の存否に関する情報(第8条関係)	0
文書不存在	8
合計	58

7 審査請求の処理状況

	件数
審査請求件数	3
審査会へ諮問	1
審査件数	3
諮問前に取下げ	1
諮問後に取下げ	0
答申件数	3
次年度へ継続	1

8 附属機関等の会議公開状況

	附属機関等の数	会議開催数(回)	公開(回)	一部公開(回)	非公開(回)	傍聴者があった会議数(回)	傍聴者数(人)
附属機関	73	175	86	14	75	5	16
懇話会等	8	6	3	0	3	0	0
その他の会議	3	22	22	0	0	1	11
合計	84	203	111	14	78	6	27

平塚市介護認定審査会については、非公開の会議であり、ほぼ毎日開催しているため上記には含めていない。

平塚市公民館運営審議会については、公民館区を対象とした会議のため、公民館報などでの周知によることとした。よって、上記には含めていない。

非公開の理由で主なもの

- ・個人に関する情報を審議するため(条例第5条第1号該当)
- ・審議等に関する情報であって、公開することにより率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれると認められるため(条例第5条第3号該当)